



® 平成 29 年 8 月 16 日 (水)

No. 14508 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆農業の知的財産を守れ

～NHKラジオ放送の内容と詳細説明～ (1)

農業の知的財産を守れ

～NHKラジオ放送の内容¹と詳細説明～

東京理科大学専門職大学院

教授 生越 由美

1. 5年間で最大220億円の損失

海外で評価の高い日本の農林水産物。政府は「攻めの農林水産業」を合言葉に、輸出を拡大しようとしているが、日本の優れた品種が海外で無断栽培されることにより、日本の農家が打撃を受けている実態が明らかになった。

2017年6月20日、農林水産省の発表に日本中が驚いた。イチゴ品種が日本から韓国に流出したことで、

日本のイチゴの輸出機会がアジアで奪われて、その損害が5年間で最大220億円になるというのである。新品种が一度流出してしまうとその影響は極めて大きいと損害額が明示されて改めて浮き彫りになった。農水省によると、韓国のイチゴ栽培面積の9割以上が日本の品種を基に開発した品種であるという。十数年前に、栃木県が開発した「とちおとめ」や個人の育種家が開発した「レッドパール」や「章姫」な

21世紀は 知力・英知 の時代

創立 1922 年

特許業務法人 英知国際特許事務所

所長弁理士 岩崎 孝治

所長代理弁理士 七條 耕司

副所長弁理士 小橋 立昌

弁理士 鈴木 康裕

弁理士 塩野入 章夫

弁理士 紀田 馨

弁理士 田口 滋子

弁理士 岩崎 良子

特別顧問弁理士 細井 貞行

特別顧問 岡本 清秀

【東京本部】〒112-0011 東京都文京区千石4-45-13 TEL: 03-3946-0531(代)

【虎ノ門サテライト】TEL: 03-6206-6479

【帯広支部】TEL: 080-6516-4160

【仙台支部】TEL: 022-266-5580

【山形支部】TEL: 023-651-6102

【神奈川支部】TEL: 045-532-3827

【浜松支部】TEL: 080-2077-6544

【名古屋支部】TEL: 090-4227-5957

【大阪支部】TEL: 072-201-1593

URL: <http://www.eichi-patent.jp>

どが、無断持ち出しなどで韓国に流出した。韓国はそれらを交配させて「雪香 (ソルヒャン)」「梅香 (メヒャン)」「錦香 (クムヒャン)」という品種を開発した。これらのイチゴがアジア各国で販売され、日本からアジアへの輸出額を上回っている。

農水省は、日本の品種が流出していなければ、韓国が現在作出している品種も開発されないし、輸出もできないと想定した。そこで、日本が輸出できるはずのものが韓国産に置き換わったとして損失額を試算したのである。すると、韓国からアジアへの輸出額から推計して、日本の損失額は5年間で最大220億円だったとした。昨年の日本産イチゴの輸出額は11億円であり、5年間に換算するとこの約4倍に当たる。

品種登録できていれば品種開発者が得られていたロイヤリティー (許諾料) は年間16億円だったと推計した。韓国は後述する「UPOV条約 (国際植物新品種保護連盟)」に2002年に加盟し、当初は2006年から支払うとしたが、UPOV条約の延長の限界である10年間 (2012年まで)、イチゴを種苗法の保護対象外とした。

このため、「レッドパール」、「章姫」、「とちおとめ」などを日本側が韓国で品種登録することができなかった。品種登録していれば、栽培の差し止めや農産物の廃棄を求めることができるが、登録していないため、こうした対抗策が取れない。

また、UPOV条約では植物新品種は海外での販売開始後4年までしか品種登録を申請できない。速やかに外国で出願することが重要である。だが、「紅まどonna」や「せとか」などの美味しいミカンも、申請料や手続きに負担を感じたためか、海外で権利を取得していない。

本稿は、2017年7月3日 (月) 18時20分～45分に、NHKラジオ第1「先読み! 夕方ニュース」で筆者が解説した内容に、種苗法などの詳細を加えて日本の課題を解説するものである。

2. 流出し続ける日本の植物品種

新品種の権利 (育成者権) の侵害事例は1990年以降、事件が増えている。表1は、2006年当時の農林水産省が発表した事件である。

(1) インゲン豆の「雪手亡」事件

北海道が育成者権になっているインゲン豆の「雪手亡 (ゆきてぼう)」の種苗が無断で中国に持

表1：新品種の権利 (育成者権) の侵害事例

植物名	品種名	権利者	事件の概要
いんげん	雪手亡 (H7 品種登録)	北海道	中国に種苗が無断で持ち出され、その収穫物が我が国に輸入、販売された疑い。
いちご	レッドパール (H5 品種登録)	個人育種家	韓国の一部の者に生産、販売を許諾したが、韓国内の他の地域に種苗が無断で持ち出されその収穫物が我が国に輸入、販売された疑い。
	とちおとめ (H8 品種登録)	栃木県	韓国に種苗が無断で持ち出され、その収穫物が我が国に輸入、販売された疑い。
いぐさ	ひのみどり (H13 品種登録)	熊本県	中国に種苗が無断で持ち出され、栽培された疑い。平成15年12月、熊本県が、関税定率法に基づき輸入差し止めを申し立て。

資料：農林水産省調べ

ち出され、その収穫物が日本に輸入された事件である。この品種は、和菓子の白餡用のインゲン豆であり、1995年に品種登録された。

北海道は海外に品種を提供しなかったにも拘らず、中国やカナダで大量に栽培されていることが判明した。これらの収穫物が、日本に輸入されようとした際、北海道は輸入を止める手続を取った。税関で止めるためには、輸入される「インゲン豆」が「雪手亡」と証明することが必要である。そこで、北海道は1999年から遺伝子キット (DNAで識別できるように技術) の開発に着手し、2002年に中国産のインゲン豆が「雪手亡」であることを証明し、この事実を公表した。

その後、中国サイドはインゲン豆を砂糖と煮て「白餡」として日本に輸入しようとした。北海道 (中央農業試験場) は「白餡」となっても識別できるDNA識別技術も開発した²。これは非常に高度な技術開発であり、世界的に有名になった。

現在、育成者権を保護するためには、DNA品種識別技術の開発が地域の重要な課題となっている。

(2) イチゴの「レッドパール」事件

愛媛県宇和島の西田朝美さんは1993年にイチゴの「レッドパール」の育成者権を取得した。当時の育成者権の権利期間は15年だった。

この西田さんに、韓国の金重吉さんが「レッドパール」の種苗を分けてくれと日参した。当初、西田さんは何度も断ったが、金さんの執拗な依頼に根負けして契約書を取り交わして品種を分けることにした。韓国で他者にイチゴの品種を分けることはしないと契約をした。